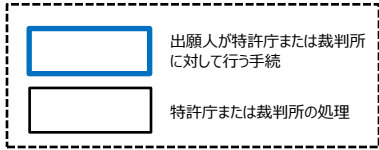


特許権を取得するまでの流れ



特許出願

特許権を取得したい発明を特定するために必要な書類(願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書)を提出します。

印紙代：14,000円

審査請求

出願しただけで特許されるわけではありません。特許庁の審査官に審査をしてもらう必要があります。このため、特許出願から3年以内に審査請求を行わなければなりません。

印紙代：118,000円 + 請求項数×4,000円

拒絶理由通知

意見書
 手続補正書

拒絶理由の判断に不服がある場合、意見書、補正書を提出します。

実体審査

特許査定

拒絶査定

拒絶査定の判断に不服がある場合、拒絶査定不服審判を請求することができます。

印紙代：49,500円 + 請求項数×5,500円

拒絶査定
 不服審判請求

特許審決

審理

特許査定あるいは特許審決から所定期間内に、第1～3年分の特許料を納付します。これにより、出願が特許原簿に登録され、特許権が発生します。4年度以降、特許権を維持するには、年毎に年金を納付する必要があります。※特許料は減免・猶予される場合があります。

特許料納付
 (設定登録)

印紙代：(2,100円 + 請求項数×200円) × 3年分

拒絶審決

公報発行後6カ月の間、何人も異議申立を行うことができます。異議申立された場合、特許庁により異議に理由があるか否か審理されます。

特許異議
 申立の審理

審決取消訴訟

特許取り消しの
 決定

特許維持決定

最高裁判所

決定の取消
 訴訟

確定